平成２５年（フ）第２４３５号
神奈川県横浜市鶴見区矢向４丁目33―19―102
債務者　高尾　和成
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３６号
東京都墨田区立花３丁目12―１―804
債務者　岩堀　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４２号
東京都目黒区大岡山１丁目36―31―315
債務者　柄木田千代
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４４号
千葉県柏市松ケ崎1048―11
債務者　川井　芳晃
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４５号
千葉県柏市松ケ崎1048―11
債務者　川井とも子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７９号
横浜市磯子区磯子２丁目25番15号
債務者　原　　杏子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３号
横浜市中区宮川町２丁目55番地１　ルリエ横浜宮川町606号室
債務者　石原聡一郎
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目10番30号　カルイケ荘211
債務者　秋山　義夫
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９２号
横浜市旭区西川島町82番地２　クリサイドＢ102
債務者　大谷　ミサ
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１８号
神奈川県海老名市中新田３丁目37番33―102号
債務者　荻野　昌子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７号
東京都狛江市東和泉３丁目２番10―101号
債務者　齋藤　定一
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目15番６号
債務者　上原ひとみ
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４７号
北海道帯広市西８条南39丁目３番８号
債務者　脇坂　末子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
長野県佐久市新子田1369番地９　しんえい東101
債務者　松本千鶴子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２１７号
長崎県佐世保市松浦町４番３号　上森ビルＢ401、旧住所長崎県佐世保市常盤町７番14号フレスコ森田401石田展代方
債務者　山内みのり
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係